

近江八幡三方よし商品券プロジェクト参加店募集要項

新型コロナウイルス感染症にかかる地域経済の回復を目的として、近江八幡商工会議所・安土町商工会（以下、「会議所」という。）で実施する「近江八幡三方よし商品券プロジェクト」の参加店を募集します。

1. 参加店の申込資格

近江八幡市内に本店及び店舗等を有している中小事業者等（中小企業基本法でいう中小企業者、小規模企業者及び個人事業主）

【対象となる事業者】

法人：近江八幡市内に本店登記を有する法人。又は滋賀県内に本店登記を有し、
 主要店舗を近江八幡市内にて営業する法人。

個人事業主：滋賀県内に住民登録を有し、かつ近江八幡市内に店舗を有する者。

法人			個人		
本店登記	主要店舗*1	参加資格	住民登録	店舗	参加資格
市内	市内	○	市内	市内	○
県内	市内	○	県内	市内	○
	市外*2	×		市外*2	×
県外		×	県外		×

（中小企業者の定義）

業 種	中 小 企 業 （下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

ただし、次の事業者は除きます。

- ・ 「7. 商品券の利用対象とならないもの」のみを取り扱う事業者
- ・ 暴力団、または暴力団員が経営に実質的に関与している事業者

2. 申込受付期間

令和2年10月26日（月）～11月26日（木）

※ 11月10日（火）までの申込受け店は、支援者向け新聞折込チラシに店名を掲載します。

3. 申込方法

【FAX 申込の場合】

- ① 本「募集要項」の内容をご確認いただきます。
- ② 参加申込用紙（チラシ裏面）に必要事項を記入し、近江八幡商工会議所（FAX 0748-32-0765）へ送信します。
- ③ 近江八幡商工会議所より折り返し「誓約書 兼 振込口座指定書」を送信します。
- ④ 「誓約書 兼 振込口座指定書」にご記入の上、返送いただきます。
- ⑤ 内容に問題が無ければ、受付完了連絡、マニュアル等を送信します。

【Web 申込の場合】

- ① 本「募集要項」の内容をご確認いただきます。
- ② Web 参加申込フォームにアクセスします。

<https://forms.gle/WPUZQRfd6e1XwLkb8>

Web フォームはこちら▶



- ③ 必要事項を入力し、送信します。
- ④ 内容に問題が無ければ、受付完了連絡、マニュアル等を送信します。

1) 申込み内容の確認のため、別途以下の書類の提出をお願いする可能性があります。

- ① 市内に本店があることがわかる資料（確定申告書の写し、商業登記簿謄本等）
- ② 中小企業者であることがわかる資料（確定申告書の写し、決算書等）
- ③ 個人事業主の場合、市内に住民登録及び店舗があることがわかる資料（確定申告書の写し、免許証の写し等）

2) 申込資格の確認が必要な場合など、登録が出来ない場合はその旨通知します。必要に応じて追加書類をご提出いただきます。

3) 参加料・手数料等はございません。

4) 参加店向けマニュアル（以下、「マニュアル」という。）・販促物等は令和2年11月上旬以降、準備が整い次第お申込み受付が完了している方へお送りします。

5. 取扱店舗等の広報

- ・ 取扱店舗等リストを作成し、商品券送付時に併せて支援者に送付します。
- ・ 会議所ホームページ・Facebookに掲載します。
- ・ 支援者へ支援を呼び掛けるチラシを作成し、店舗一覧に掲載します。ただし、チラシへの掲載は11月10日（火）までにお申込みいただいた方までとなります。
- ・ 商品券が利用可能であることを明示する店舗掲示用のポスター、ステッカー、のぼりをマニュアル送付時に併せて配布する予定です。詳細は、マニュアルに記載します。

6. 商品券の換金について

(1) 換金申請期間

商品券発行（12月初旬予定）～**令和3年2月5日（金）**（平日のみ9：00～17：00）

※期間外の換金の依頼は一切受付できませんので、期日厳守でお願いします。

(2) 換金窓口

近江八幡商工会議所（安土町商工会での受付はできません。）

(3) 換金手続き

回収した商品券と換金依頼書(マニュアルと併せて送付)を会議所の窓口へ持参いただきます。後日、代金を所定の振込日に指定口座へ振り込みます。その場で現金への換金はできません。

(4) 換金代金振込スケジュール

1回目	令和2年12月11日（金）	2回目	令和2年12月25日（金）
3回目	令和3年1月8日（金）	4回目	令和3年1月22日（金）
5回目	令和3年2月10日（水）最終回		

- ・ 各振込日の3営業日前までに受け付けた分を振込み。
- ・ 5回目については必ず**2月5日（金）**までにお持ちください。

7. 商品券の利用対象とならないもの

- ・ 出資又は債務の支払（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・ 有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ・ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこや加熱式たばこを含む。）
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払
- ・ 土地若しくは家屋の購入、家賃、地代又は駐車料（一時預りを除く。）等の不動産に係る支払
- ・ 現金との換金又は金融機関等への預け入れ
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ その他会議所又は、各参加店が指定するもの

8. その他留意事項

- ・ 参加店において利用期間内に限り利用可能です。
- ・ 現金との引き換え、釣り銭の支払いはできません。
- ・ 商品券には偽造防止対策が施してあります。お取引の際は十分にご注意ください。なお、盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、発行者（会議所）は責を負いません。
- ・ 参加店において、商品券の利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め、利用者が認識できるように明示してください。

【近江八幡三方よし商品券プロジェクトの概要】

名称	クラウドファンディング 近江八幡三方よし商品券プロジェクト
発行額（予定）	1,200万円（プレミアム分含む）
発行部数（予定）	2万4,000枚（500円券）
発行単位	1口 5,000円で6,000円分の商品券（500円券×12枚） 一人当たり最高6口（36,000円分の商品券）まで購入可能
額面（商品券1枚あたり）	500円
利用条件	1回のお会計につき1枚500円から利用可。なお、おつりは出ない。
利用期間（予定）	令和2年12月上旬～令和3年1月31日（日）
支援対象者	近江八幡市内の全住民をはじめ、参加店を支援するすべての方

9. お問い合わせ・担当

近江八幡商工会議所（担当：中西、山井）

Tel：0748-33-4141 FAX：0748-32-0765 mail：info@8cci.com